

第158回法律問題研究部会	
開催	平成28年10月22日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数	担当理事1名、正部員14名、賛助部員2名、正会員企業オブザーバー1名、合計18名
出席者リスト	担当理事
	森 治彦 株式会社ダイナム
	リーダー
	荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社
	サブリーダー
	八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事
	正部員
	生島 靖也 株式会社ダイナム
	渡邊 翔 株式会社ダイナム
	影山 健二 株式会社ニラク
	倉沢 隆志 株式会社ニラク
	佐久間 仁 株式会社ニラク
	住谷 一真 夢コーポレーション株式会社
	吉田 一雄 株式会社TRY&TRUST
	若林 昇 株式会社キョウサン
	武内 好努 株式会社パンドラ（アメニティーズ）
	岩本 渉 株式会社アメニティーズ
	志方 崇 株式会社チアエンタープライズ
	西里 実 株式会社三永
	賛助部員
	國澤 良平 株式会社大商
	石黒 勝 三本コーヒー株式会社
	松本 和人 グローリーナスカ株式会社
	正会員オブザーバー
	辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス
	討議事項
9回体会議の報告がされた。検定機と性能が異なる可能性がある遊技機は	
風営法第20条第1項違反の可能性のある事、12月末までの撤去回収は必須である	
事が会議で述べられた。また、第1次2次リストの遊技台が未だに設置残存する	
店舗への指導の報告がされた。また、メーカーの代替機購入における抱き	
合わせや機歴販売などの問題点も報告された。弊協会からの12月末までの	
撤去回収に違反した店舗へのペナルティをより厳しくするという提案に対して	
議論がされた。また、一部県遊協で年末年始営業にリストに掲載された遊技機を	
使用可能という話が挙がったが、回収撤去期限が延長される事はないという	
報告もされた。	
2) 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率アンケート	
新基準に該当しない遊技機の撤去回収にはすでに達成されているが	
全体として50%以下ではなく、県ごとや店舗ごとにも50%以下を遵守すべき、	
という動きが出てきた。これについて部会参加企業の企業ごと、店舗ごとの	
新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率を確認した。	
3) 警察庁への質問の経過について	
弊協会からの質問を警察庁に提出、回答を待っている状況である旨が報告された。	
また、質問の確認として再度内容を共有した。	

討議事項	4) 広告宣伝規制について
	東京都において有名人招致などの告知が禁止されたという情報が共有された。 また、広告宣伝規制による処分の事例について情報を交換した。
	5) 株式会社ユニバーサルエンターテインメント部品交換に関する質問について
	弊協会からの質問に対する回答を受理したので、その内容を共有した。また、 地域や会社ごとに部品交換のタイミングなどについて情報を共有した。
	6) 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 部品交換に伴う不正部品発覚について
	メーカーによる部品交換後、サブロムが不正品にすり替えられていたという事業の 情報が流れた。事に真偽を確かめるため先方へ質問をする事が決定された。
	7) 法律問題研究部会 質問コーナー
	下記質問に対する回答、並びに事例の共有がなされた。
	Q1: ポスティングへの規制や条例、法律などはあるか?
	Q2: ホール企業退職時に、恐喝まがいの不当要求をしてくる社員への対処方法、 事例を教えてください。
	Q3: ハンドル固定について
	Q4: 2chやバクサイなどのインターネットに、会社や従業員への誹謗中傷の 書き込みがされた際に会社としてどう対応しているか。なお、従業員の 就業時間内の事例、就業時間外（プライベート）の事例に対する誹謗中傷 も含みます。
	Q4-1: 会社への誹謗中傷に対して
	Q4-2: 就業時間内の従業員への誹謗中傷に対して
	Q4-3: 就業時間外の従業員（のプライベート）への誹謗中傷に対して
	次回開催
	平成28年11月26日（土）
	午後1時～4時
	PCSA会議室にて